

新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「新施設」という。）の建設及び運営を行う者（以下「事業者」という。）を公正かつ公平に選定するため、新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事業者の公募に関すること。
- (2) 事業者の審査及び評価に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 経営管理に関する学識経験者 1人
- (2) 廃棄物行政に関する学識経験者 1人
- (3) 建築に関する学識経験者 1人
- (4) 廃棄物処理技術に関する専門家 2人
- (5) 廃棄物に関する問題を専門とする弁護士 1人
- (6) 財務部長 1人
- (7) 環境生活部環境政策担当部長 1人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ市長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の責務）

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、その公募に参加してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成25年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境生活部クリーンセンターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。